

広瀬川河畔緑地社会実験実施要領

1. 目的

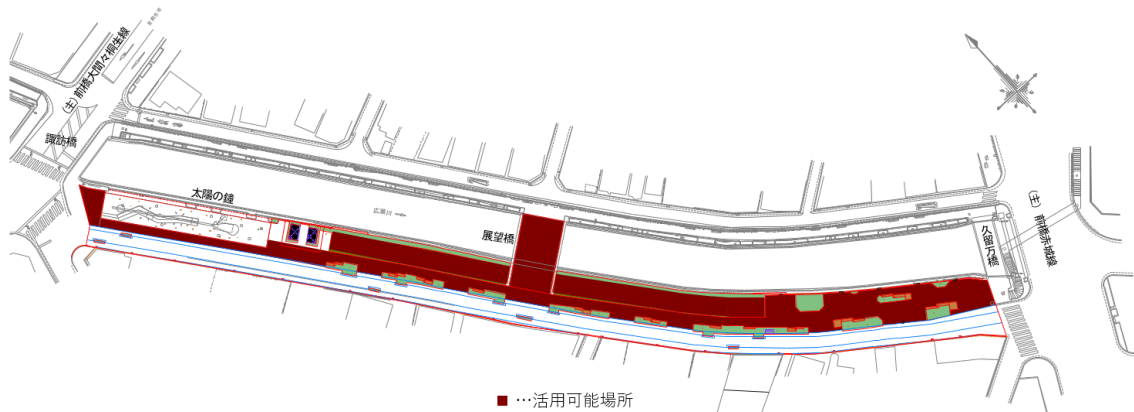
本社会実験は前橋市広瀬川河畔緑地のにぎわいづくりと満足度の向上を目指してキッチンカーによる飲食物販売や雑貨等の物販、沿道店舗によるテラス席活用等といった広瀬川河畔緑地の公共空間の利活用促進及び活用の定着化を目的とする

2. スケジュール

令和5年11月11日（土）から令和8年3月31日（火）まで

3. 社会実験の対象エリア

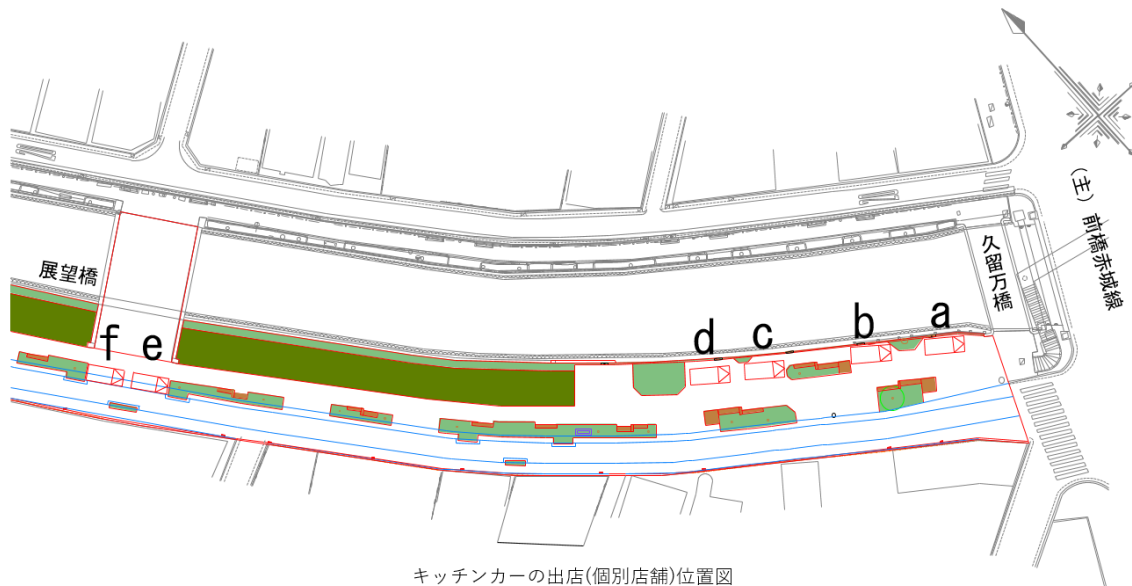
広瀬川河畔緑地（諏訪橋から久留万橋）



4. 活用要件

（1）活用の種類

- ア マルシェ等のイベント利用（複数店舗を取りまとめるもの）
- イ キッチンカーの出店（個別店舗）
 - ・出店可能台数 6台（1事業者あたり1日1台まで）
 - ※下記「キッチンカーの出店（個別店舗）位置図」参照
 - ・専有面積は10㎡程度／台
- ウ テラス席の設置
 - ・沿道店舗に限る
- エ その他
 - ・個別協議による



キッチンカーの出店(個別店舗)位置図

(2) 活用の時間

午前6時30分から午後10時まで

- ・緑地への進入は午前6時30分から。退出は片付けも含めて午後10時まで
- ・活用内容が複数日にわたる場合は個別協議による

(3) 活用の制約がある日

- ・年末年始（令和7年12月27日から令和8年1月4日まで）
- ・イベントや地域行事（前橋三大祭り、自治会行事など）が決定した場合
- ・その他 市が指定する場合

(4) 活用の料金

広瀬川河畔の利活用促進等を目的とした社会実験を実施していることから、活用に係る使用料は免除とする。ただし、下記「(6) 活用条件」を満たすものとする

(5) 公園施設の使用

電源設備の使用（1申請1口）

※容量に限りがあるため、使用を希望する際には事前協議を行なうこと

(6) 活用条件

- ・活用前後には活用箇所周辺の清掃をおこなうこと
- ・活用について承認された後、自身のホームページや SNS 等で積極的に周知すること
- ・活用後にアンケート（活用の感想、来場者数、活用の様子が分かる写真の提供等）に協力し、回答内容を市が HP 上等で公表することについて承諾すること

5. 活用の申請資格

活用事業者は次の事項を満たすものとする

(1) 共通事項

- ア 本社会実験の趣旨を理解し、目的に合ったサービスの提供に尽力できる者
- イ 販売等により発生するごみを適切に処理し、販売後に包装容器等のごみを回収できる者
- ウ 事業者(法人の場合は法人)に国税等の滞納がない者
- エ 暴力団等反社会的勢力でない者
- オ 次の欠格事由に該当しない者
 - ・制限行為能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助及び未成年者)
 - ・破産者であって復権していない者
 - ・懲役または禁錮の刑に処され、その執行が終わっていない者
 - ・禁錮以上の刑に当該する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条掲げる暴力団または暴力団員およびそれらの利益となる行動を行う団体代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者である者
 - ・集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
 - ・申請時において食品衛生法に基づく営業停止処分を受けている者
 - ・銀行取引停止処分を受けている者
- カ その他、市が指示する事項を遵守できる者

(2) キッチンカーの出店

- ア キッチンカーを所有またはリースしている者(リース車両で出店する場合は、車検証の使用者と保健所発行の営業許可書の名義が同一であること)
- イ 保健所から前橋市でキッチンカーによる営業をすることができる営業許可書を有する者
- ウ 食品衛生責任者等の資格を有する者で、食品衛生法等関係法令を遵守できる者
- エ 生産物賠償責任保険(PL 保険)等生産物賠償に関する保険に加入している者

(3) テラス席の設置

- ア 食品衛生責任者等の資格を有する者で、食品衛生法等関係法令を遵守できる者
- イ 生産物賠償責任保険(PL 保険)等生産物賠償に関する保険に加入している者

6. 活用申請の方法

キッチンカーの出店(個別店舗)については次に示す(1)登録をおこなったうえで(2)申請をおこなうものとする。イベント利用、テラス席の設置及びその他については(2)申請をおこなうものとする

(1) 登録

登録をする者は次の二次元コード又は URL より必要事項を入力し登録する



登録フォーム

<https://logoform.jp/f/RDLm9>

ア 登録申請書類（登録フォーム内でアップロード）

- ・前橋市でキッチンカーによる営業をすることができる営業許可書の写し
- ・食品衛生責任者等の資格証明書の写し
- ・生産物賠償責任保険(PL 保険)等生産物賠償に関する保険の加入が証明できる書類の写し
- ・車検証の写しまたはリース契約書の写し
- ・開店(営業)状態の販売車両写真画像(前面からの写真でナンバープレートの番号が確認できる写真、側面からの写真及び車両の大きさがわかる寸法等を記載した写真)
- ・自動車保険証の写し(任意保険)

イ 登録受付期間

令和 5 年 1 1 月 6 日(月)～令和 8 年 3 月 1 6 日(月)

ウ 登録の変更、取消し

- ・登録内容に変更がある場合は登録内容変更届(様式第 1 号)を提出すること
- ・自己都合により登録を取消す際には取下げ届(様式第 2 号)を提出すること
- ・登録申請や使用申請に虚偽があった場合、使用条件や市の指示を守らない場合は期間中であっても登録を取消すものとする。その際に損害が生じても補償はおこなわないものとする

エ 登録の完了

- ・登録完了後、登録番号を申請者に対し電子メールにより通知する

(2) 申請

活用申請をする者は次の二次元コード又は URL より必要事項を入力し申請する



申込フォーム

<https://logoform.jp/f/bBoWP>

ア 活用申請受付期間

令和5年11月6日(月)～令和8年3月16日(月)

(3) 事業者の決定

ア 申請状況に応じて、下記の観点より調整をおこなう

- ・市内事業者
- ・販売種類の多様化
- ・活用機会の平準化

イ 調整の結果は申請者に対し電子メールにより通知する

ウ 承認書は電子メールにより通知する

7. 実施報告

(1) 活用後、活用者は速やかに下記アンケートに回答すること

(2) アンケート回答結果の公表について

アンケート回答結果について、活用の定着化及び拡大の観点から内容の一部を公表します



アンケート回答フォーム

<https://logoform.jp/f/yJOEf>

8. 注意事項

事業者は次の注意事項を遵守するとともに、公園利用者の満足度向上に努めること

(1) 共有事項

- ア 活用前後には活用箇所周辺の清掃をおこなうこと
- イ 食品衛生法その他関連法令を遵守し食中毒の防止に万全を期すること
- ウ 出店に必要な電気設備や水道設備は出店者が用意すること
- エ 発電機は低騒音のものとし、公園利用者、周辺環境に配慮すること
- オ 店の意匠や販売員の服装が公園の景観と著しく不調和でないこと
- カ 事業者(販売等によりごみが発生する者)は必ずごみ箱を設置し、排出されたごみや汚水排水等は持ち帰り適正に処分すること
- キ 公園利用者の妨げにならないよう配慮すること
- ク 拡声器等を用いた呼び込みやPRをおこなわないこと
- ケ 公園利用者や周辺環境に配慮し、大音量の音楽を使用しないこと
- コ のぼり、看板等の設置は安全管理に努めること
- サ 出店や活用による事故や苦情等のトラブルは事業者が迅速に対応すること。発生したトラブル等については、その内容を事故報告書(様式第3号)により速や

かに報告すること

- シ 雨天時等の活用の判断は事業者自らがおこない、中止の際は自らが利用しているホームページや SNS 等で周知すること
- ス 荒天等により危険の恐れがある場合は、市の判断により活用を中止させる場合がある
- セ 熱中症(特別)警戒アラートが発表された際など、熱中症対策を徹底できているか確認し、中止、延期等を判断すること
- ソ 公序良俗に反する行為をおこなわないこと
- タ 事業者間のトラブルについては当事者間で解決すること
- チ 申請時に届出した販売物品以外は販売しないこと
- ツ その他不明点については協議をおこなうこと

(2)キッチンカーの出店について

- ア 営業する車は自走式のものとし、保健所から前橋市でキッチンカーによる営業する許可を受けた許可済証、市街地整備課の発行した許可証を明示すること
- イ 出店の際は保健所から営業許可を受ける際に申請した食品衛生責任者等が現場に常駐またはすぐに連絡が取れる体制にあること
- ウ 緑地内をキッチンカーで走行する際は、公園利用者を最優先とし、徐行、ハザードランプの点灯し、安全運転に努めること
- エ キッチンカーは指定された場所以外には駐車しないこと
- オ キッチンカーは緑地の保護の目的から必ずシートを敷いた上に駐車するものとする。緑地を汚損した場合は必ず清掃を行うものとする

(3)テラス席の設置について

- ア テラス席の設置は店舗の営業時間内とし、その都度設置撤去をおこなうこと
- イ 沿道店舗のテラス席活用は店舗の接道幅の鉛直線上の範囲を原則とする。ただし、隣接店舗等と調整してある場合はこの限りではない

9. 承認の取消し

承認された場合であっても、次に該当したときは承認を取消す

- (1) 事業者登録資格に虚偽の申告があった場合
- (2) 事業者登録資格に適合しなくなった場合
- (3) 許可内容を第三者に委託し活用させた場合または委託を受けて活用した場合
- (4) 販売商品により来訪者に事故(食中毒)等が発生した場合
- (5) 公園利用者及び出店者のトラブルが発生した場合
- (6) 本要領の定めに反した場合
- (7) 市が活用を不適切と認めたとき

1 0. 損害賠償

- (1) 事業者はその責めに帰する理由により、公園施設の全部または一部を滅失し、又は破損したときは公園施設を現状に回復すること
- (2) 事業者は活用に当たり前橋市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任において解決すること
- (3) 緑地の活用に当たり、事業者又はその従業員に損害が生じても市はその責めを負わない

1 1. 担当部署及び問合せ先

前橋市都市計画部市街地整備課 官民連携まちづくり係

住 所：前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号

電 話：027-898-6946（直通）

E-mail：shigaichi@city.maebashi.gunma.jp